

(2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

第7条を第6条とし、第10条を第7条とする。

別記様式第1号その1中「別記様式第1号その1(第3条関係)」を「別記様式第1号その1(第2条関係)」に、別記様式第1号その2中「別記様式第1号その2(第3条関係)」を「別記様式第1号その2(第2条関係)」に、別記様式第1号その3中「別記様式第1号その3(第3条関係)」を「別記様式第1号その3(第2条関係)」に、別記様式第1号その4中「別記様式第1号その4(第3条関係)」を「別記様式第1号その4(第2条関係)」に、別記様式第1号その5中「別記様式第1号その5(第3条関係)」を「別記様式第1号その5(第2条関係)」に、別記様式第2号中「別記様式第2号(第3条関係)」を「別記様式第2号(第2条関係)」に、別記様式第3号中「別記様式第3号(第3条関係)」を「別記様式第3号(第2条関係)」に、別記様式第4号中「別記様式第4号(第3条関係)」を「別記様式第4号(第2条関係)」に、別記様式第5号中「別記様式第5号(第3条関係)」を「別記様式第5号(第2条関係)」に、別記様式第6号中「別記様式第6号(第3条関係)」を「別記様式第6号(第2条関係)」に、別記様式第7号中「別記様式第7号(第3条関係)」を「別記様式第7号(第2条関係)」に、別記様式第8号様式その1中「別記様式第8号様式その1(第3条関係)」を「別記様式第8号様式その1(第2条関係)」に、別記様式第8号様式その2中「別記様式第8号様式その2(第3条関係)」を「別記様式第8号様式その2(第2条関係)」に、別記様式第8号その3中「別記様式第8号その3(第3条関係)」を「別記様式第8号その3(第2条関係)」に、別記様式第8号その4中「別記様式第8号その4(第3条関係)」を「別記様式第8号その4(第2条関係)」に、別記様式第8号その5中「別記様式第8号その5(第3条関係)」を「別記様式第8号その5(第2条関係)」に、別記様式第9号中「別記様式第9号(第4条関係)」を「別記様式第9号(第3条関係)」に、別記様式第10号中「別記様式第10号(第5条関係)」を「別記様式第10号(第4条関係)」に、別記様式第11号中「別記様式第11号(第7条関係)」を「別記様式第11号(第6条関係)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第25号)の施行日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

熊本県立総合体育館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

#### 熊本県教育委員会規則第15号

熊本県立総合体育館使用規則の一部を改正する規則

熊本県立総合体育館使用規則(昭和57年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第15条」に改め、第2条を削り、第3条第1項中「条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に、「教育委員会」を「熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に、同条第3項中「第6条関係」を「第8条関係」に、「条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に、同条第2項中「条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の還付)

第4条 条例第8条第3項ただし書の規定により、既納の使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由により、体育館を使用することができなくなったとき。

(2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) 教育委員会が管理上の必要により使用の許可を取り消したとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、熊本県立総合体育館使用料還付申請書(別記第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第5条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に、別表中「別表(第3条関係)」を「別表(第2条関係)」に、別表普通券の項中「運動能力相談」を「元気体力測定室」に、別表団体券の項中「運動能力相談」を「元気体力測定室」に、別記第1号様式中「別記第1号様式(第3条関係)」を「別記第1号様式(第2条関係)」に、別記第2号様式中「別記第2号様式(第3条関係)」を「別記第2号様式(第2条関係)」に、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第2条関係）

その1

表

室内温水プール個人使用券（普通券） （小学生以下の者 円）  熊本県立総合体育館	No. _____  室内温水プール個人使用券（普通券） （小学生以下の者 円）  熊本県立総合体育館
---	--

裏

1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡し してください。  2 この券は、1人1回2時間有効です。	
---	--

その2

表

室内温水プール個人使用券（普通券） （中・高校生 円）  熊本県立総合体育館	No. _____  室内温水プール個人使用券（普通券） （中・高校生 円）  熊本県立総合体育館
---	--

裏

1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡 してください。  2 この券は、1人1回2時間有効です。	
--	--

その3

表

室内温水プール個人使用券（普通券） （大人 円）  熊本県立総合体育館	No. _____  室内温水プール個人使用券（普通券） （大人 円）  熊本県立総合体育館
--	---

裏

1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡しください。

2 この券は、1人1回2時間有効です。

その4

表

トレーニング室個人使用券（普通券） （高校生以下の者 円）  熊本県立総合体育館	No. _____  トレーニング室個人使用券（普通券） （高校生以下の者 円）  熊本県立総合体育館
---	--

裏

1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡しください。

2 この券は、1人1回2時間有効です。

その5

表

トレーニング室個人使用券（普通券） （大人 円）  熊本県立総合体育館	No. _____  トレーニング室個人使用券（普通券） （大人 円）  熊本県立総合体育館
--	---

裏

1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡しください。

2 この券は、1人1回2時間有効です。

その6

表

元気体力測定室個人使用券 ( ) コース 高校生以下の者 ( ) 円 大人 ( ) 円 熊本県立総合体育館	表 裏	No. _____ 元気体力測定室個人使用券 ( ) コース 高校生以下の者 ( ) 円 大人 ( ) 円 熊本県立総合体育館
---	--------	--

- 1 入場の際に、この券を受付へお渡してください。
- 2 この券は、1人1回有効です。

別記第4号様式 (第2条関係)

その1

表

室内温水プール個人使用券 (回数券) (小学生以下の者 円) 熊本県立総合体育館	表 裏	No. _____ 室内温水プール個人使用券 (回数券) (小学生以下の者 円) 熊本県立総合体育館
--	--------	---

- 1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡してください。
- 2 この券は、1人1回2時間有効です。

その2

表

室内温水プール個人使用券 (回数券) (中・高校生 円) 熊本県立総合体育館	表 裏	No. _____ 室内温水プール個人使用券 (回数券) (中・高校生 円) 熊本県立総合体育館
--	--------	---

- 1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡してください。
- 2 この券は、1人1回2時間有効です。

その3

表

室内温水プール個人使用券 (回数券) (大人 円) 熊本県立総合体育館	表 裏	No. _____ 室内温水プール個人使用券 (回数券) (大人 円) 熊本県立総合体育館
---	--------	--

- 1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡してください。
- 2 この券は、1人1回2時間有効です。